

# 多摩市オープンデータの推進に関する指針

平成 29 年 7 月 5 日 制定

本指針は、国が策定した「電子行政オープンデータ戦略」や「世界最先端 I T 国家創造宣言」等を踏まえ、多摩市（以下、「本市」という。）においても保有する公的データの活用を推進することにより、市民生活の向上、企業活動の活性化等を図り、社会経済の発展に寄与するため、本市がオープンデータを推進する際の基本的な考え方及び取り組みの方向性を示すものである。

## 第 1 章 オープンデータの推進に関する基本的な考え方

### 1 オープンデータの定義

「オープンデータ」とは、「機械判読に適したデータ形式」で「二次利用が可能な利用ルールで公開」されたデータをいう。

### 2 オープンデータ推進の意義

#### (1) 行政の透明性・信頼性の向上

本市が保有する情報をオープンデータとして公開することにより、行政の透明性や信頼性の向上が図られる。

#### (2) 市民・企業等との協働による地域課題の解決

市民や企業、民間団体等と本市が保有するデータを共有することで、本市における地域課題を協働により解決するための礎を創る。

#### (3) 地域経済の活性化

市内で活動する企業や民間団体等が、本市が保有するデータの分析等を行い活用することで、新たなサービスやビジネスが創出され、経済の活性化に寄与する。

#### (4) 行政における業務の高度化・効率化

庁内で参照可能な情報を横断的に有効活用することにより、業務の高度化・効率化が図られる。

### 3 オープンデータ推進のための基本原則

(1) 本市が保有する公的データを積極的に公開する。ただし、費用対効果について十分に考慮し、効率的に取り組みを進める。

(2) 営利目的又は非営利目的を問わず活用を推進する。

(3) オープンデータ化が可能な情報から順次公開に努める。

#### 4 本指針の改訂

本指針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、必要に応じ、随時改訂していくものとする。

## 第2章 オープンデータの取組みに関する具体的な方向性

### 1 オープンデータ化の対象及び公開方法

#### (1) オープンデータ化の対象

本市が保有する情報のうち、本市ホームページに掲載し、公開・公表しているものについては、原則としてオープンデータ化の対象とする。

ただし、個人情報及び第三者が著作権を保有するなど具体的かつ合理的な理由により二次利用が認められないものについては、オープンデータ化の対象から除く。

また、本市ホームページで公開していない情報についても、利用者ニーズやその効果を考慮した上で、可能なものから順次オープンデータとして公開していくものとする。

#### (2) オープンデータ化する情報

統計情報、防災や減災に関する情報、観光情報、施設情報

#### (3) 公開方法

オープンデータは、本市ホームページへの掲載により公開することを基本とする。

また、利用者の利便性を確保するため、オープンデータ化された情報の一覧となる「データカタログ」を整備する。

### 2 オープンデータの基本的なルール

#### (1) 公開情報の二次利用の原則

オープンデータとして公開する情報は原則として二次利用を認めることとする。情報の二次利用については、原則としてクリエイティブ・コモンズ・ライセンスを使用し、可能な限り「CC-BY」（出典を表示すれば、利用者が営利目的を含めて自由にデータを改変、複製、再配布可能）による公開を検討する。

#### (2) 機械判読に適したデータ形式による公開

オープンデータ化するデータについては、可能な限り特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（例：CSV等）で公開する。また、より高度な利用が可能なデータ形式（例：RDF等）での公開についても検討し拡大していく。

#### (3) 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取扱い

本市が保有する情報のうち、個人・法人等の第三者が著作権その他の権利を有している情報をオープンデータ化する際には、その可否並びに範囲及び利用条件等の取扱

いについては、当該情報を提供した者の判断によるものとする。

なお、本市は、可能な限り二次利用が可能となるよう、当該情報を提供した者と事前に調整し、合意を得るよう努めるものとする。

(4) 二次利用のために必要な情報及び免責事項等の表示

情報の時点、作成日、作成方法など二次利用のために必要な情報を可能な限り提供する。

また、利用条件や免責事項等を提示するものとする。

3 利活用の取組みの方向性

オープンデータの利活用を促進することは、市民生活の向上につながるなど、本市にとって有益な効果をもたらすことが期待できることから、市民、企業、民間団体等の利用者ニーズの把握に努めるとともに、民間が行う利活用促進の取組みについては、その趣旨及び内容を検討した上で、支援、連携、協働により積極的に推進する。